

平成30年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)



目 次		
番 号	件 名	ページ
定県第 87 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例	1
定県第 88 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定県第 89 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定県第 90 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	14
定県第 91 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	16
定県第 92 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	17
定県第 93 号議案	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例	19
定県第 94 号議案	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
定県第 95 号議案	医療法施行条例の一部を改正する条例	21
定県第 96 号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	23
定県第 97 号議案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	26
定県第 98 号議案	工事請負契約の締結について（津久井合同庁舎新築工事（建築第一工区）請負契約）	27
定県第 99 号議案	工事請負契約の締結について（相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機械設備改築工事請負契約）	28
定県第 100 号議案	工事請負契約の変更について（体育センター陸上競技場等整備工事（建築第一工区）請負契約）	29
定県第 101 号議案	工事委託協定の変更について（神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定）	30
定県第 102 号議案	和解について	31
認 第 1 号	平成29年度神奈川県公営企業決算の認定について	32

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第12条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた神奈川県認証法人（以下「神奈川県認定法人」という。）であるときは、次の各号に掲げる書類を作成し、これを主たる事務所及び県内の事務所に備え置くことをもって、当該各号に定める書類の作成及び備置きに代えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法第54条第2項第2号に掲げる書類 第2項第1号に掲げる書類
- (2) 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に掲げる書類 第2項第2号に掲げる書類
- (3) 特定非営利活動促進法第54条第2項第4号に掲げる書類 第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）

第13条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る神奈川県認定法人は、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により書類を提出することをもって、第1項の規定による書類の提出に代えることができる。

第20条第2項第4号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同項第5号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第23条第2項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第4項及び第13条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度の前事業年度に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類から適用する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成29年度に行った条例の見直しに伴い、指定を受けた特定非営利活動法人の役員報酬規程等の備置き及び提出に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

2

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ポートクラブの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項及び特定非営利活動法人昴の会の項を削り、同表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球俱楽部の項中「藤沢市大庭5,095番地の3」を「藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町244番地	平成30年11月1日から 平成35年10月31日まで
---------------------------	-----------------	-------------------------------

附 則

- この条例は、平成30年11月1日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ポートクラブの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項及び特定非営利活動法人昴の会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中1の4の項から1の6の項までを削り、1の3の項を1の6の項とし、1の2の項を1の5の項とし、1の項の次に次のように加える。

1の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人（2以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。 (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。 (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認訟の決定をした旨及びその理由を通知すること。 (4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。 (5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。 (6) 法第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。 (7) 法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。 (8) 法第18条第3号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。 (9) 法第23条第1項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。 (10) 法第25条第3項の規定により、定款の変更を認証すること。 (11) 法第25条第6項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。 (12) 法第25条第7項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。 (13) 法第26条第1項の規定により、法第25条第4項の申請書を経由すること。 (14) 法第26条第3項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。 (15) 法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。 (16) 法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。 (17) 法第31条第2項の規定により、解散を認定すること。 	藤沢市
--	-----

<p>(18) 法第31条第4項の規定により、解散の届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第31条の8の規定により、清算人の氏名及び住所の届出を受理すること。</p> <p>(20) 法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。</p> <p>(21) 法第32条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。</p> <p>(22) 法第32条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>(23) 法第32条の3の規定により、清算結了の届出を受理すること。</p> <p>(24) 法第34条第3項の規定により、合併を認証すること。</p> <p>(25) 法第41条第1項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に關し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査されること。</p> <p>(26) 法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>(27) 法第43条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>(28) 法第43条第2項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>(29) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(30) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(31) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(1)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。</p> <p>(32) 法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(1)から(31)までに掲げる事務を処理するため必要があるときに限る。）。</p>	
<p>1の3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第2条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請書を受理すること。</p> <p>(2) 条例第3条第2項の規定により、軽微な不備に該当することを確認すること。</p> <p>(3) 条例第6条第1項の規定により、定款の変更の認証申請書を受理すること。</p> <p>(4) 条例第6条第2項の規定により、定款の変更の届出書を受理すること</p>	藤沢市

<p>と。</p> <p>(5) 条例第9条の規定により、閲覧又は謄写の用に供する書類を受理すること。</p> <p>(6) 条例第10条第2項の規定により、同条第1項の閲覧所以外の場所において謄写をさせること。</p> <p>(7) 条例第11条の規定により、成功の不能による解散の認定申請書を受理すること。</p> <p>(8) 条例第12条の規定により、残余財産の譲渡の認証申請書を受理すること。</p> <p>(9) 条例第13条第1項の規定により、合併の認証申請書を受理すること。</p>	
<p>1の4 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第3項ただし書、法第12条第4項第2号及び第3号、法第40条第4項及び第8項、法第57条第1項、法第62条第2項、法第63条第1項ただし書、法第64条第2項、法第69条第1項並びに法第92条の2第1項及び第2項の規定により、知事に提出する書類（主たる事務所がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第12条第4項第2号及び第3号の規定により、知事に提出する書類（施設に係るものであって、当該施設がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村
別表2の項を次のように改める。	
<p>2 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。以下この項において同じ。）に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 法第4条第3項の規定により、同条第1項の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を</p>	葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

受理すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。

- (4) 法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。
- (5) 法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徵し、及び職員に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること（報告の徵収にあっては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。

別表中2の2の項を削り、3の項を次のように改める。

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	秦野市
<p>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備（特定供給設備に限る。）を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</p> <p>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</p> <p>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、特定供給設備の完成検査を行うこと。</p> <p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p>	

- (13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。
- (14) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。

別表中3の2の項及び3の3の項を削り、4の2の項を次のように改める。

<p>4の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務(法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。)</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めるこ。</p> <p>(5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。</p> <p>(6) 法第8条第3項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。</p> <p>(7) 法第12条第1項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(8) 法第17条第1項及び第2項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めるこ。</p> <p>(10) 法第19条第5項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。</p> <p>(11) 法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。</p> <p>(12) 省令第3条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町</p>
--	---------------------------

- (13) 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であることの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。
- (14) 省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めるこ。

別表中4の3の項から4の5の項までを削り、4の6の項を4の3の項とし、同表16の3の項中「第二種特定鳥獣」の次に「(ニホンザル及びニホンジカに限る。)」を加え、同表32の項を次のように改める。

32 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	藤沢市及び茅ヶ崎市
---	-----------

別表32の項の次に次のように加える。

32の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。） (1) 法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。 (2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。 (3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。 (4) 法第72条第1項及び第3項の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。	市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の4 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（法第2条第3項第11号に規定する障保事業に係るものに限る。） (1) 法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理すること。 (2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。 (3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。 (4) 法第72条の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。	二宮町

32の5 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法に基づき知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	市町村
32の6 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第14条の規定により、老人居宅生活支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われるものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出を受理すること。 (2) 法第14条の2の規定により、老人居宅生活支援事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。 (3) 法第14条の3の規定により、老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出を受理すること。 (4) 法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター（介護保険法の規定による地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせができるものに限る。以下この項において同じ。）の設置の届出を受理すること。 (5) 法第15条の2第1項の規定により、老人デイサービスセンターの設置の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。 (6) 法第16条第1項の規定により、老人デイサービスセンターの廃止及び休止の届出を受理すること。	鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町
32の7 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の8 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）
32の9 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務 (1) 法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
32の10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市

<p>務</p> <p>(1) 法、政令及び省令の規定により、知事が交付し、又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。</p>	
<p>32の11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法の規定により、自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定及び支給認定の変更に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項を確認すること。</p>	市町村(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。)
<p>32の12 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令の規定により、知事に提出する書類(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに当該児童福祉施設に係る変更の届出及び廃止又は休止の承認に係るものに限る。)を受理し、及び知事に送付すること。</p>	市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)
<p>32の13 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。)及び福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(昭和60年厚生省令第49号)に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第2条、省令第5条、省令第7条から第10条まで、省令第15条及び省令第17条(省令第5条及び省令第7条から第10条までにあっては、省令第13条第1項及び省令第16条において準用する場合を含む。)の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令附則第3条の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	寒川町、湯河原町及び愛川町
<p>32の14 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。</p> <p>(2) 条例第11条第3項の規定により、勧告に従うべきことを命ずること。</p> <p>(3) 条例第11条第4項の規定により、命令を受けた者の氏名等を公表すること。</p> <p>(4) 条例第44条の規定により、県民及び青少年関係団体に協力を求めること。</p> <p>(5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規</p>	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町

<p>則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>32の15 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村
<p>32の16 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村
<p>32の17 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
<p>32の18 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。</p> <p>(2) 条例第17条第1項の規定により、指定施設の新築等の計画について、協議すること。</p> <p>(3) 条例第17条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(4) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(5) 条例第19条第1項の規定により、指定施設を検査すること。</p> <p>(6) 条例第19条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(7) 条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 条例第24条第1項の規定により、(3)及び(5)から(7)までに掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(9) 条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市

別表41の項(9)中「失そう」を「失踪」に改め、同項(3)中「第3条」を「第2条」に、「(16)」を「(15)」

に改め、同項(37)中「第4条」を「第3条」に、「(17)」を「(16)」に改め、同項(38)中「第5条」を「第4条」に改め、同項(39)中「第6条」を「第5条」に、「(17)」を「(16)」に改め、同項(40)中「第7条」を「第6条」に改め、同表46の項を次のように改める。

46 削除	
-------	--

別表中46の2の項を削り、47の項を次のように改める。

47 削除	
-------	--

別表中53の2の項、64の項及び65の項を削り、65の2の項を64の項とし、65の3の項を64の2の項とし、65の4の項を削り、65の5の項を65の項とし、93の2の項及び100の2の項を削り、101の項及び102の項を次のように改める。

101 削除	
--------	--

102 削除	
--------	--

別表中106の項を削り、106の2の項を106の項とする。

第2条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表41の項中(40)を(41)とし、(35)から(39)までを1ずつ繰り下げ、(34)の次に次のように加える。

(35) 省令第9条の15の2の規定により、診療を行う体制が確保されていると認めること。

別表41の項に次のように加える。

(42) 条例附則第2項の規定により、同項において定めるものを地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条に規定する数として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。

別表41の項右欄中「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)及び(40)」を「(40)から(42)まで」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表11の項中

「汚染土壌処理業変更許可申請手数料」を
「汚染土壌処理業変更許可申請手数料
汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料」に改め、同表21の項中
「建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料」を
「建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料」に、
「建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料」
「仮設建築物建築許可申請手数料」を
「仮設興行場等建築許可申請手数料」に、
「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」を
「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料
用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料
用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料」
改める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、別表の2 手数料の表21の項の改正規定中
「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」を
「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料
既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料

既存不適格建築物における 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画
の認定申請手数料

既存不適格建築物における 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画
の変更認定申請手数料

用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料

用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料

改める部分は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成30年 9 月 7 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表中91の24の項を91の27の項とし、91の8の項から91の23の項までを3ずつ繰り下げる、91の7の項の次に次のように加える。

91の8 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	12万円
91の9 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業法人合併又は分割承認申請手数料	12万円
91の10 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続に係る承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業相続承認申請手数料	12万円

別表の8 県土整備局関係の表41の3の項(1)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項、44の項、51の項及び58の項において同じ。）」に改め、同項(2)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改め、同表44の項(1)及び(2)、同表51の項(1)及び(2)並びに同表58の項(1)及び(2)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、別表の8 県土整備局関係の表の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「給付金」の次に「若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金」を加え、同表4の項を削り、同表に次のように加える。

4 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項及び3の項中「給付金」の次に「若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金」を加え、同表14の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表17の項中「4の項」を「7の項」に改め、同項を同表18の項とし、同表中16の項を17の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 知事	私立の高等学校等の設置者に対する	就学支援金法による高等学校等就学
-------	------------------	------------------

	入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	---	--------------------------

別表第2に次のように加える。

19 教育委員会	県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
20 教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県安心こども基金条例の一部を 改正する条例

神奈川県安心こども基金条例（平成21年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年6月30日」を「平成33年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

養護老人ホームの設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、「第12項第1号」を「第12項第2号」に、「第12項第2号」を「第12項第3号」に改め、同条第7項ただし書中「については、」を「にあっては」に、「には、」を「には」に、「できる」を「できるものとし、第1項第3号イの主任生活相談員についてはサテライト型養護老人ホームにあっては常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「許可又は」を「許可若しくは」に、「若しくは病床の種別の変更の許可の」を「の」に、「次項において」を「以下」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

第7条第2項中「第5条第2項第2号」を「第4条第2項第2号」に改め、同条を第6条とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置）

2 開設許可申請等がなされた場合又は命令等をしようとする場合において知事が既存の病床数及び開設許可申請等に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「省令」を「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）」に改め、「同条に規定する」を削り、「又は特定病院」を「（同条に規定する特定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は特定病院（同条に規定する特定病院をいう。以下同じ。）」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 平成30年6月30日までに省令第53条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることの届出をした病院に対する前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは「平成36年3月31日」と読み替えるものとする。

附則第6項中「第4条第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「旧療養型病床群」の次に「（同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。）」を加え、「第5条第1項第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「、平成13年改正省令」を「、同令」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、病院及び診療所の既存病床数等の補正等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第43条第4項中「供する建築物」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)」を加える。

第53条第1項中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第55条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「に規定する仮設建築物」を「又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

別表1の項(1)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備(昇降機に限る。以下の項から3の項までにおいて同じ。)」に改め、同項(2)中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改め、同表2の項及び3の項中「第87条の2の昇降機」を「第87条の4に規定する建築設備」に改め、同表4の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表4の4の項の次に次のように加える。

4の5 法第43条第2項 第1号の規定に基づく 建築の認定の申請に対 する審査	建築物の敷地と道 路との関係の制限 の適用除外に係る 認定申請手数料	2万7,000円
--	---	----------

別表5の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料」を「建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表12の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表13の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表29の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 法第85条第6項 の規定に基づく仮設興 行場等の建築の許可の 申請に対する審査	1年を超えて使用 する仮設興行場等 建築許可申請手数 料	16万円
---	---------------------------------------	------

別表34の2の項中「基づく2以上の工事」の次に「に分けて増築等を含む工事を行う場合」を加え、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の認定申請手数料」を「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料」に改め、同表34の3の項中「基づく2以上の工事」の次に「に分けて増築等を含む工事を行う場合」を加え、「既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料」を「既存不適格建築物における2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料」に改め、同項

の次に次のように加える。

34の4 法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請手数料	12万円
34の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存不適格建築物における2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定申請手数料	12万円
34の6 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円
34の7 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料	16万円

別表35の項から37の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第53条及び第55条の改正規定は公布の日から、別表4の4の項の次に加える改正規定、5の項及び29の項の改正規定並びに同項の次に加える改正規定は平成30年11月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外に係る認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

警察組織に関する条例の一部を改正する 条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県厚木警察署の項位置の欄中「厚木市水引2丁目3番1号」を「厚木市水引1丁目11番10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

厚木警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

津久井合同庁舎新築工事（建築第一工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 山王・松浦特定建設工事共同企業体

代表者 山王建設株式会社

代表取締役 高 橋 学

2 請負契約金額 7億2,720万7,696円

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

津久井合同庁舎新築工事（建築第一工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機機械設備改築工事請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 月島機械株式会社横浜支店

支店長 大木秀昭

2 請負契約金額 7億3,764万円

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

相模川流域下水道右岸処理場汚泥脱水機機械設備改築工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

平成30年3月20日定県第166号をもって議決を経た体育センター陸上競技場等整備工事（建築第一工区）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 アイグス・相陽特定建設工事共同企業体
代表者 アイグスティック株式会社
代表取締役 塩谷政志
- 2 元請負契約金額 10億3,116万4,246円
- 3 変更請負契約金額 10億4,098万6,080円

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置により、体育センター陸上競技場等整備工事（建築第一工区）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託協定の変更について

平成29年3月22日定県第183号をもって同意を得た神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事の委託協定を次のとおり変更するものとする。

1 協定者名 社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団
理事長 富田輝司

2 元協定金額 156億5,130万円

3 変更協定金額 157億3,630万円

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川リハビリテーション病院日本館の解体におけるアスベスト除去処理量の増加に伴う工事費の不足に対応するため、神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事の委託協定を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

和解について

民法第695条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 [REDACTED]における生徒負傷事故に係る和解

2 和解の相手方 [REDACTED]

3 和解金額 2,961万9,572円

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

[REDACTED]における生徒負傷事故に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

認 第 1 号

平成29年度神奈川県公営企業決算の認定 について

平成29年度神奈川県公営企業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

平成30年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治